

# 「令和8年度愛知県地域資源活用・地域連携サポートセンター (愛知県6次産業化サポートセンター)」委託業務仕様書

## 1 目的

農山漁村では、農林水産物や農林水産業に係る多様な地域資源を活用した付加価値の創出による所得の向上や雇用機会の確保等の可能性を有している。

農林漁業者等が個々で行ってきた取組(狭義の6次産業化)を更に広げ、多様な地域資源を活用し地域の多様な事業者との一層の連携を進めて新たな事業や雇用を創出する取組(広義の6次産業化)(以下、「6次産業化等」という。)の一層の推進が求められている。

そのため、地域資源活用・地域連携事業体(以下「農林漁業者等」という)の支援を行う相談窓口(以下「サポートセンター」という。)を設置し、民間の専門家(以下「地域プランナー」という。)を農林漁業者等へ派遣し助言等を行うサポート活動の実施や、経営感覚を持って取組を進める人材を育成する「人材育成研修会」を開催する。

さらには、愛知県6次産業化推進戦略(以下、「県戦略」という)に基づき、農林漁業者等と他分野の事業者及び市町村等地域の支援機関との交流や相互理解を深め、地域資源の一層の活用と連携を促進するため、交流会を開催する。

## 2 業務内容

### (1) サポートセンターの設置

- 愛知県内に常設の支援拠点(本事業の業務実態を把握している担当者に常時連絡を取ることが可能な事務所等)を設置する。
- 事業全体の責任者である統括企画推進員、支援のコーディネートをを行う企画推進員及び経理責任者を定める。企画推進員については、経験や専門分野の異なる複数の者を配置することができるものとする。また、複数の者による経理チェックを行い適切な経理処理体制をとること。
- サポートセンターに関する専用のWebサイトを設け、支援を要望する者に、支援業務について周知する。

### (2) 地域委員会の設置・開催、地域プランナーの選定、支援対象者等の決定

#### ア 地域委員会の設置・開催

県及び学識経験者等を委員とする地域委員会を設置・開催し、以下のイ～エの取組を実施する。契約受託後、委員構成について食育消費流通課の指示を受け、速やかに第1回地域委員会を開始し、以降、毎月地域委員会を開催する。

#### イ 地域プランナー選定基準及び各種規約の制定

- 地域委員会は、地域プランナーの選定基準及び業務内容、旅費、謝金等を定めた規約を定める。
- 選定基準は、以下のとおりとする。
  - ・ バリューチェーン全般の基礎知識を有し、財務状況による経営分析・診断の経験を有する者
  - ・ 食品衛生管理、知的財産、人材育成、地域活性化、デジタル技術等の特定の専門的な知識、経験を有する者
  - ・ 各分野の課題解決を効率的に行うためにデジタル技術の活用に関する専門的な知識、経験を有する者
  - ・ 上記の証左として、特定分野における確かな実績や経歴、農林漁業者等への支援実績を有し

ていること

- ・複数の地域プランナーや、自治体、農林漁業団体等とも連携して業務に当たるため、高い倫理観や協調性を有していること。

#### ウ 地域プランナーの審査・選定及び活動評価

- 地域プランナーの選定は、書類審査及び面接により、当該事業の理解度、専門性、支援実績、倫理性、協調性等を総合的に評価し、決定する。
- 地域プランナーの支援の内容及び支援結果に基づき、当該地域プランナーの活動の実績を整理してその評価を行う。

#### エ 支援対象者及び重点支援対象者（以下「支援対象者等」という。）の選定及び進捗等検証

地域プランナーを派遣する農林漁業者等を、「支援対象者」という。

地域資源活用・地域連携中央サポートセンターから中央プランナーやエグゼクティブプランナーを派遣する農林漁業者等を、「重点支援対象者」という。

- 令和8年度の支援対象者等の人数は10名以上とする。  
プランナー派遣延べ回数は64回以上とする。  
支援内容や支援方針に基づき、支援対象者等1名に対し2回以上のプランナー派遣支援を行う。また、支援対象者等1名に対し専門分野の異なる複数のプランナーの派遣を可とする。
- サポートセンターは、支援を希望する相談者に対し、相談者の事業実態や要望、課題等について、現地調査等を行い、直接実態を把握する。  
また、サポートセンターは、地域委員会へ諮る前に、営農地等のある県農林水産事務所（以下、「地域事務所」という。）や市町村等と、相談者の相談内容の事実確認や想定される支援内容についてあらかじめ情報共有と意見交換を行う。  
その上で、サポートセンターは、地域事務所の意見を付して、地域委員会へ諮るものとする。  
この一連の支援対象候補者の選定手続きについて、食育消費流通課及び農業総合試験場普及戦略部と十分に調整を図るものとする。
- 地域委員会は、支援対象者等の選定基準に基づき、支援対象者等を決定する。
- 選定基準は、以下のとおりとする。
  - ・支援を希望する目的が、経営全体の付加価値額（経常利益＋人件費＋減価償却費の合計金額をいう。）の向上であり、定量的な目標を自ら掲げる者であること。
  - ・事業計画（経営改善戦略）の実施にあたり、①計画が実現可能であることが十分想定でき、また、②関係する諸法令を遵守し、高い倫理観や協調性を有している者であること。
- 以下に該当する者について、優先的に選定するものとする。
  - ・地域の多様な資源や多様な事業者等と連携し、モデル的事例として横展開が可能な取組。
- 同一の事業者の同一取組に対して、令和7年度までに2年間支援を行った者に対しては、原則として支援の対象外とする。
- 事業計画（経営改善戦略）の目標年度は支援実施年度の3年後から5年後までの年度において設定し、目標年度まで毎年経営状況を報告することについて、あらかじめ同意が得られる者とする。
- 地域委員会で重点支援対象者に該当すると決定した場合、中央サポートセンターに中央プランナーやエグゼクティブプランナーの派遣を依頼し、連携して支援を行う。
- 地域委員会において、支援対象者等への支援の進捗について毎月検証し、必要に応じて支援内容の見直し等を行う。
- サポートセンターは、支援対象者への支援状況について、プランナーからの報告と併せて、

食育消費流通課、農業総合試験場普及戦略部、地域事務所及び市町村等とあらかじめ情報共有と意見交換を行い、これらの意見も踏まえて、地域委員会において報告を行う。

### (3) サポート活動支援

- 電話相談窓口を設置し、相談に対して電話での助言や訪問での対応を行い、その内容は記録しておく。相談内容に応じ、国等の支援制度や取組事例の紹介、よろず支援拠点や農業経営相談所等の紹介を行う等、市町村等関係する支援機関と連携して対応する。
- 支援対象者等に地域プランナー等を派遣する。  
地域プランナー等を派遣するにあたっては、短期集中支援で効果的な支援を行うため、食育消費流通課、農業総合試験場普及戦略部、地域事務所及び市町村等と十分に連携を図ること。
- 地域プランナーの派遣等に当たっては、以下のア～エの取組を実施する。

#### ア 支援シートの作成

- 支援対象者毎に支援シートを作成する。
- 支援シートには、以下の項目について記録するものとする。
  - ・ 支援先概要  
…農林漁業及び関連事業の取組内容や財務状況、6次産業化等の取組の現状、計画等
  - ・ 経営者の現行のビジョン・戦略の概要
  - ・ 経営指標（決算情報）  
…財務諸表等支援に必要な資料の提供を受け、付加価値額（経常利益＋人件費＋減価償却費の合計金額をいう。）の内訳が分かるように整理する。
  - ・ 支援状況及び支援上の課題、
  - ・ 支援内容（実施内容、支援体制、スケジュール、支援結果等）、
  - ・ 課題解決の方向性、経営改善戦略の概要等
- 中央サポートセンターと連携して支援を行う場合には、(3)で作成した支援記録又は支援シートに記載された個人情報及び農林漁業者等が秘密として管理している生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの（以下「営業秘密」という。）の提供について、あらかじめ支援対象者等の同意を得た上で、中央サポートセンターと共有するものとする。

#### イ 地域プランナーの登録状況及び派遣実績の報告

地域プランナーの登録状況及び派遣実績に関する報告書を作成し、事業実施年度の第2四半期及び第4四半期の翌四半期の初日から5日以内に提出するものとする。

#### ウ 支援後の経営改善状況の調査

地域プランナー等の支援を受けた農林漁業者等に対して、支援年度の翌年度以降、支援対象者が定めた目標年度までの間、毎年、付加価値額、経営改善戦略の実行状況等を含む経営改善状況の調査を行った後、地域委員会において当該調査結果の評価を行い、その内容を支援シートに記録するものとする。

また、令和7年度に地域プランナー等の支援を受けた農林漁業者に対して、令和7年決算の状況について、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）実施要領別記2-2に定める別紙様式第15号「令和7年度支援対象者等の経営改善状況の報告について」を作成して提出する。

## エ その他

6次産業化推進施策の見直し等に活用するため、国が求めたときは、支援シート、支援後の経営改善状況及び地域プランナーの評価に関する情報を国に提供するものとする。

### (4) 交流会の開催

県戦略に基づき、農林漁業者等と他分野の事業者及び市町村等地域の支援機関との交流や相互理解を深め、地域資源の一層の活用と連携を促進するため、交流会を開催する。

交流会の内容、参加対象者及び募集方法については、食育消費流通課の指示を受け、食育消費流通課及び関係機関と十分に調整を図るものとする。

交流会は以下の3回を実施するものとし、開催地の選定にあたっては、三河部及び尾張部

また、交流会の参加者には、あいち6次産業化ネットワーク(※)への加入を促進すること。

(※) あいち6次産業化ネットワークとは、6次産業化等の取り組みに賛同する1次産業者、2次産業者、3次産業者、その他行政等が加入しているネットワークのこと。

## ア 異業種交流会

目的：6次産業化等に取り組む農林漁業者等が、食品製造業や流通業等の様々な他分野について学び、交流する場を設け、相互理解を深め、地域資源の一層の活用と連携を促進する。

留意事項：各々の商品やPR資材等を持ち寄り、具体的に相互に情報交換できるようにプログラムすること。

参加者：農林漁業者、農林漁業者と連携する意欲のある食品製造業や流通業等。

県や市町村等支援機関等。参加者数は20名以上とする。

開催時期及び回数：2月までに1回実施する。なお、9月及び10月の間は開催不可とする。

## イ 現地交流会①（農林漁業者の取組事例）

目的：農林漁業者が6次産業化を含む多角的な経営に取り組んでいる優良事例について、直接現地に赴き、農林漁業者や他分野の事業者、県・市町村等支援機関が共に学び、交流する場を設けて相互理解を深め、地域資源の一層の活用と連携を促進する。

留意事項：多角的な経営に必要な、生産、加工、販売等の一連の現地等を総合的に学びながら、ディスカッションなどにより十分に意見交換できるプログラムとすること。

県域からの参加を可能とするため、マイクロバス等も活用し、集合ポイントを複数設ける等配慮すること。

優良事例の選定や交流会内容、参加者への周知等については、食育消費流通課及び農業総合試験場普及戦略部と十分に調整を行うこと。

現地交流会の開催後、交流会の様子を食育消費流通課のホームページで公表を行うため、写真、動画等を撮影すること。なお、掲載原稿は県が作成する。

参加者：農林漁業者、農林漁業者と連携する意欲のある食品製造業や流通業等。

県や市町村等支援機関等。参加者数は20名程度とする。

開催時期及び回数：8月までに1回実施する。

## ウ 現地交流会②（異業種の取組事例）

目的：6次産業化に関連のある異業種の取組について、直接現地に赴き、農林漁業者や、他分野の事業者、県・市町村等支援機関が共に学び、交流する場を設けて相互理解を深め、地域資源の一層の活用と連携を促進する。

留意事項：農林漁業者との連携実績があるか、又は、今後連携を要望している異業種の現地等とすること。なお、連携先がある場合は、連携先の農林漁業者の生産圃場等の視察も含めたプログラムを検討すること。

ディスカッションなどにより十分に意見交換できるプログラムとすること。

県域からの参加を可能とするため、マイクロバス等も活用し、集合ポイントを複数設ける等配慮すること。

現地交流会の開催後、交流会の様子を食育消費流通課のホームページで公表を行うため、写真、動画等を撮影すること。なお、掲載原稿は県が作成する。

参加者：農林漁業者、農林漁業者と連携する意欲のある食品製造業や流通業等。

県や市町村等支援機関等。各回の参加者数は20名程度とする。

開催時期及び回数：11月までに1回実施する。なお、9月及び10月の間は開催不可とする。

#### (5) 人材育成研修会の開催

6次産業化等に取り組む意向のある農林漁業者等が、地域資源を最大限に活用し、また地域の多様な関係者との連携を図り、自らの経営の改善に主体的に取り組めるように資質の向上を図るため、以下のとおり、研修会を実施するものとする。

地域連携を促進するため市町村等との共同開催を推奨するが県内全域からの参加を原則とする。

研修内容、参加対象者及び募集方法については、食育消費流通課の指示を受け、食育消費流通課及び関係機関等と調整し、決定すること。

なお、研修会の開催にあたっては、あいち6次産業化ネットワークの活用を図るとともに、研修会参加者のあいち6次産業化ネットワークへの加入を促進すること。

また、研修会実施後に6次産業化等への取組状況等について、アンケートを実施すること。

#### ア 販売ワークショップの実施

開催内容：B to C 向けの販売に必要な知識や手法の習得を目的とし、ワークショップ等による実践的研修とすること。

参加者が自らの商品の強みや特徴を把握しPRできるようなプログラム（POP・チラシ・SNS等の作成実習やPR資材等の持ち寄りと講評、マルシェ等でのPR実習等、内容は自由）を含むこと。

参加者間の交流が図られること。

対象者：6次産業化等に取り組む意向のある農林漁業者等、地域プランナー、市町村等支援機関等。参加者数は各回15名程度とする。

開催時期及び回数：2月までに2回実施する。なお、9月及び10月の間は開催不可とする。

#### イ 食品加工ワークショップの実施

開催内容：食品加工に必要な知識や手法の習得を目的とし、ワークショップ等による実践的研修とすること。

参加者が自らの地域資源の強みや特徴を把握できるようなプログラム（自らの生産物の加工実習、自社商品の持ち寄りと講評等、内容は自由）を含むこと。

参加者間の交流が図られること。

対 象 者：6次産業化等に取り組意向のある農林漁業者等、地域プランナー、市町村等支援機関  
参加者数は各回15名程度とする。

開催時期及び回数：8月までに1回実施する。

### 3 委託要件

#### (1) 個人情報の取扱及び秘密の保持

取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法第8条の規定に基づいて個人情報保護委員会が定めた告示に従い、適正に取り扱うこととされていること。また、地域プランナーがその在任中及び離任後、その業務に関して知ることのできた個人情報及び営業秘密の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないようにするため、地域プランナーとしての登録に当たり、秘密保持に関する誓約書を提出させること。

#### (2) 関係機関との連携による支援

支援対象者等の営農地のある地域事務所、市町村等の関係する支援機関や、地域の多様な人材と十分に連携し、業務を実施すること。

#### (3) 翌年度の事業引継の実施

翌年度に本事業を実施する者が変更される場合においても、支援活動を後年度にわたって円滑に行うことができるよう、あらかじめ個人情報の取り扱いについて農林漁業者等から同意を得る等必要な措置を図り、支援シート、支援記録及び地域プランナーの評価に関する情報の引継ぎを適切かつ確実に行うものとする。

#### (4) 利益供与の禁止

受託者及び地域プランナーは、本事業の実施にあたり支援を受けた者から費用を受領することはできないものとする。

### 4 業務の運営管理

受託者は、事業の進行状況等について事業遂行状況に関する報告書を、四半期ごとに作成し、当該各四半期の翌四半期の初日から10日以内に県に提出する。また、県担当者の求めに応じて報告を行い、適切な事業の遂行に努めるものとする。

### 5 経費

対象経費は、以下のとおりとする

なお、人件費を計上する場合は「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき算定するほか、地域プランナーの謝金は7,300円/時間とする。

また、サポートセンターが使用する経費のみとし、当該事業にのみ使用したことが説明出来るよう使用簿等をつけること。

#### 【対象経費】

(1) 愛知県地域資源活用・地域連携サポートセンター（愛知県6次産業化サポートセンター）の設

置

事業管理運営手当、事務費(ウェブサイト構築・運用費、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費等)

(2) 地域委員会の開催及び地域プランナーの選定

地域委員会開催に係る委員謝金・旅費等、事業推進に係る企画推進員手当・旅費等、管理運営手当、事務費(資料印刷費、通信運搬費、消耗品費等)

(3) サポート活動支援

サポート活動実施に係る地域プランナー謝金・旅費等、事業推進に係る企画推進員手当・旅費等、管理運営手当、事務費(資料印刷費、通信運搬費、消耗品費等)

(4) 交流会の開催

企画運営費(人件費・旅費)、開講実施費(会場費、バス借上費、保険料)、講師謝金・講師旅費・テキスト作成費、事務費(資料印刷費、通信運搬費、消耗品費等)

(5) 人材育成研修会の開催

管理運営費(人件費・旅費)、開講実施費(会場費、実習保険料)、講師謝金・講師旅費・テキスト作成費、事務費(資料印刷費、通信運搬費、消耗品費等)

## 6 対象とならない経費

次の経費は、業務の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- ・業務(資料の整理・収集、調査の補助等)を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- ・拠点となる事務所の借上経費
- ・委託対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額  
【交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額】
- ・研修生の居住地(自宅及び集合場所等)から研修地(研修生を受け入れる研修先等)までの間の旅費(交通費、宿泊費等)
- ・その他業務を実施する上で必要とは認められない経費及び業務の実施に要した経費であることを証明できない経費

## 7 業務報告

### (1) 提出書類

委託契約期間内に、以下アからウを提出すること。

ア 委託業務完了報告書(様式1) 1部

イ 業務報告書を含む委託事業により作成した資料類一式

ウ 事業によって作られた新商品等に関する情報

### (2) 提出先

愛知県農業水産局農政部食育消費流通課(輸出促進・六次産業化グループ)

### (3) その他

委託業務完了報告書は、県と事前に内容を調整の上作成するものとする。

## 8 その他

- (1) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、県と協議し、県の指示に従わなければならない。
- (2) 本事業に係る事務手続き等は、本仕様書のほか農山漁村振興交付金実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）及び農山漁村振興交付金交付等要領（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）によるものとする。
- (3) 支援対象者に対する地域プランナーの派遣において、支援対象者数が10事業者以下または派遣件数が計64件を下回る場合は、その対応について県と予め協議するものとする。
- (4) 支援対象者に対する地域プランナーの相談時間は3時間程度を目安とすること。
- (5) 各種感染症の感染拡大防止のため、交流会や研修会の実施方法、開催時期等について予め県関係機関等と調整すること。